

6月定例会議会における議案に対する意見募集

2 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(議案第5号)及び運動施設一般経費(債務負担行為)(補正予算)

平成26年度から市直営で管理・運営している桜運動施設について、平成28年度から指定管理者制度を導入し、より質の高いサービスを利用者に提供するために、四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正をするものです。より多くの市民の方に利用していただくためのご意見と桜運動施設のPRを兼ねて意見を募集します。

1 改正の趣旨

平成26年度から市直営で管理・運営している桜運動施設について、平成28年度より指定管理者制度を導入すべく四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うものである。

2 指定管理者制度導入の効果

指定管理者の管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供することができる。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 施設概要

(1) 所在地 四日市市桜町6900番地

(2) 施設の概要

- ・敷地面積 29,113㎡
- ・多目的広場 9,471㎡
- ・テニスコート
- ・男女更衣室

年間利用実績

単位：人

	直営前(H25年度まで)	直営(H26年度)
テニスコート	7,000	11,700
多目的広場	6,000	7,900

運動施設一般経費

(債務負担行為)

1. 目的

体力づくりや競技力の向上を図る場として、スポーツの振興及び市民の健康増進に寄与する。

2. 内容

現在、直営で管理運営を行っている桜運動施設について、平成28年度から指定管理者制度を導入するため、債務負担行為を設定する。

桜運動施設の管理・運營業務（指定管理）

(1)所在地 四日市市桜町6900番地

(2)施設の概要

- ・敷地面積 29,113㎡
- ・多目的広場 9,471㎡
- ・テニスコート 6面(砂入り人工芝2面・クレイ3面・ハード1面)
- ・男女更衣室(シャワー室含む)

(3)選定の考え方 特定

現在、四日市市体育協会グループが指定管理者として管理運営を行っている市内の他の運動施設(29箇所)と一体的に管理運営を行うことで、利用受付窓口の拡大による市民サービスの向上や備品の融通等による経費削減を図るため、四日市市体育協会グループを特定する。

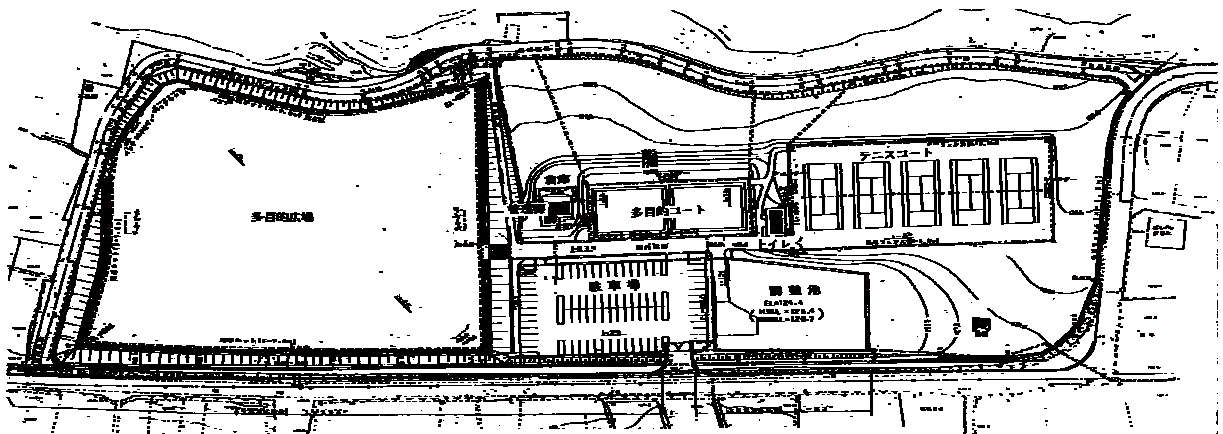
(4)指定管理期間 平成28年度から平成30年度まで(3年間)

現在、四日市市体育協会グループの指定管理期間が平成30年度までであることから、桜運動施設の指定管理期間も平成30年度までとし、平成31年度以降は他の運動施設と併せて指定管理者を公募する。

3. 補正予算額(債務負担行為)

限度額 25,000千円

期間 平成27年度から平成30年度まで



桜運動広場 施設概要・平面図

敷地面積 29,113m²
平成7年整備

施設の概要
多目的広場
テニスコート(6面)



位置図

